

障がい者デザインマラソン開催事業 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、障がい者デザインマラソン開催事業を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の内容等

- (1) 委託業務の内容
別紙「障がい者デザインマラソン開催事業委託業務仕様書」のとおり
- (2) 履行期間
契約の締結の日から平成 30 年 12 月 28 日まで
- (3) 予算上限額
3,184 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルへの参加資格

- (1) 単独で参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たしていること。
 - ① 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有すること。ただし、支社及び営業所にあつては、参加申込書の提出期限において 1 年以上の営業実績を有していること。
 - ② 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
 - ③ 平成 29・30・31 年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ④ 愛媛県から入札参加資格の停止を受けていないこと。
 - ⑤ 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
 - ⑥ 国、都道府県又は市町村の業務を、平成 25 年度から平成 29 年度の間に受注し、業務を完了した実績があること。
- (2) 共同企業体で参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしていること。
 - ① 代表者は、前記(1)の①から⑤までの資格要件を全て満たしていること。
 - ② 構成員は、前記(1)の②から⑤までの資格要件を全て満たしていること。
 - ③ 構成員の中に前記(1)の⑥の資格要件を満たしている者が含まれていること。

3 応募の手続

プロポーザルへの参加を希望する者は、事業説明会に参加した後、参加申込書、企画提案書及び必要書類をそれぞれの提出期限までに担当窓口へ提出すること。

(1) 担当窓口

所在地：〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課
障がい支援係 濱田、重松
電話：089-912-2424（直通）
F A X：089-931-8187
電子メール：syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

平成 30 年 4 月 9 日(月)から平成 30 年 4 月 23 日(月)まで

イ 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページに掲載するほか、担当窓口において配布する。

※担当窓口で受け取る場合は、上記(2)アの期間中、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

(3) 事業説明会への参加

事業説明会への参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。なお、プロポーザルへの参加は、事業説明会への参加を必須条件とする。

ア 事業説明会の開催日時及び場所

日時：平成 30 年 4 月 24 日（火）10 時から 11 時まで

場所：愛媛県庁第二別館 1 階保健福祉部会議室

イ 参加申込書の提出方法等

提出書類：事業説明会参加申込書（様式 1）

提出期限：平成 30 年 4 月 23 日（月）17 時 15 分まで（必着）

提出方法：メール、F A X、郵送、持参のいずれかの方法で提出すること。

(4) プロポーザルへの参加申込み

ア 提出書類及び部数

- ・参加申込書（様式 2） 1 部
- ・誓約書（様式 3） 1 部
- ・参考資料 1 部 ※応募者の概要がわかる資料（既存資料で可）
- ・委託業務共同企業体参加資格者誓約書（様式 4） 1 部
※委託業務共同企業体として参加する場合は提出すること
※委託業務共同企業体協定書は契約締結時に提出して差し支えない。

イ 参加申込書等の提出方法等

提出期限：平成 30 年 5 月 9 日（水）17 時 15 分まで（必着）

提出方法：持参又は郵送で提出すること。

(5) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する受付は、質問票（様式 5）により受け付ける。

ア 受付期間

公募開始の日から平成 30 年 4 月 26 日（木）17 時 15 分まで（必着）

イ 提出方法

メール、F A X、郵送、持参のいずれかの方法で提出すること。

ウ 回答方法

参加申込者全員に F A X 又はメールで回答する。

(6) 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書を提出すること。なお、提案は各者 1 案とする。

ア 提出期限

平成 30 年 5 月 9 日（水）17 時 15 分まで（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

ウ 提出書類

①企画提案書（様式6）

- ・企画提案書の構成は自由とする。
- ・企画提案書は、A4版を基本とし、A3版見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次を除いて全体で20ページ以内とすること。
- ・受託した場合の実施組織の体制図及び他の組織との連携方法について記載すること。
- ・委託業務のスケジュール表を添付すること。
- ・積算内容及び提案内容に必要な一切の経費を業務ごとに見積った見積書を添付すること。
- ・見積りの金額は、いずれも消費税及び地方消費税を含む金額とすること。
- ・見積りの内訳については、資料提供を求められることがあるので、その際は遅滞なく提出すること。
- ・準備段階から委託業務が終了するまでに想定される危機を予測し、それに対処する方法等を記載すること。
- ・当該事業の実施にあたり、工夫すべき事項や独自かつ有意義な方策等があれば、企画提案書に記載すること。

②概要資料

- ・企画提案書の内容をA4版2ページ以内に要約した資料を別途提出すること。

③業務実績書（様式6-1）

- ・国、都道府県又は市町村の業務を、平成25年度から平成29年度の間を受注し、完了した実績を企画提案書とは別に提出すること。

④協力を得る予定の業務内容及び協力事業者（参考様式1）

- ・業務実施にあたり他の者の協力を得る予定の場合は、その業務内容及び協力事業者について、企画提案書とは別に提出すること。

⑤経歴書（参考様式2）

- ・委託業務の責任者に予定している人物の氏名及び過去の実績について、企画提案書とは別に提出すること。

イ 提出部数

- ①企画提案書及び②概要資料は5部とし、その他は1部とする。

ウ 留意事項等

- ・企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しないが、他には使用しない。
- ・企画提案書の作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

4 業務予定者の選定方法等に関する事項

ア 「障がい者デザインマラソン開催事業企画提案公募（プロポーザル）審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。なお、1(3)の予算上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

イ 審査は、平成30年5月11日（金）に開催する選定審査会において行う。

ウ 選定審査会では、応募者によるプレゼンテーションを実施することとし、時間及び場所等は別途通知する。

5 業務予定者の選定

- (1) 選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位 1 者を、業務予定者として選定する。
- (2) 選定結果は、次のとおり各提案者に通知する。
 - ア 通知日：平成 30 年 5 月中旬に通知
 - イ 方法：文書で各提案者に通知する。

6 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で実施計画を策定し業務契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書(案)のほか、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

7 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。

- (2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。